

株式会社 ALL CONNECT CC は、平成 30 年 12 月 21 日から令和元年 10 月 24 日までの間、UQコミュニケーションズ株式会社から受託した届出媒介等業務の実施のために「スマセレクト」という名称により運営するウェブサイトにおいて、特定の移動端末設備を購入した場合に、当該端末代金の値引きを行う施策を実施していた。

当該施策は、購入した移動端末設備の代金を割り引くものであることから、端末の購入を条件として利益の提供を行うものである。また、当該施策は特定のフォームから移動端末設備を購入した場合以外には適用されないこととされていたところ、当該特定のフォームを用いた場合には回線契約とセットでなければ移動端末設備を購入することができなかつたこと等から、実態として、移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることが施策の適用の条件とされているものと認められる。

令和元年 10 月 1 日から同月 24 日までの間に、当該ウェブサイトにおいて、当該施策により、移動端末設備の端末代金の値引きが行われた 18 件のうち、iPhone8 について 32,000 円の利益の提供を約した 8 件について、移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること及び端末の購入をすることを条件として電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項に規定する上限額を超える利益の提供が行われた。